

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市教職員情報システム・マイナンバー管理システム機種更新に伴う
システム移行作業業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ関西支社

3 随意契約理由

教職員情報システムは、教職員の人事給与等の情報を一元的に管理するシステムであり、平成29年4月の政令指定都市移行に伴う業務改修を経て、現在まで運用を継続している。本システムは、令和3年度に機種更新を行い、令和4年1月より新機器での運用を開始しているが、現行のサーバ装置一式は令和8年12月末日をもってリース期間満了を迎える。本来、当初開発から約10年が経過する今回の更新時期はシステムの再構築を検討すべき時期にあたるが、現在、校務系システムの再編成を検討中であるため、今回は全面的な再構築を見送り、現行システムの機能を維持したまま機器の更新のみを行うこととした。なお、この機種更新に際しては、システム全体の見直しに基づき、別途調達していたマイナンバー管理システムを統合して調達することとしている。本業務は、サーバ機器のリース期間満了に伴う機器更新に際し、新サーバ機器へのシステム稼働に必要なソフトウェアの導入、及び教職員情報システムとマイナンバー管理システムのデータ移行を行うものである。併せて、すべての機能が正常に動作することを確認するため、テスト方式の検討・実施を経て本番切替を行う一連の業務を委託するものである。本システムは株式会社日立システムズ関西支社が開発・導入したソフトウェアをベースに、本市の業務に合わせた独自のカスタマイズを施すことで稼働しており、詳細な設定内容やシステム内部の構造は、他業者には知りえないものである。また、今回のデータ移行においては、現行システムの独自カスタマイズ部分を正確に把握した上で、新環境においても同様の機能を実現する必要があるため、株式会社日立システムズ関西支社が本業務を行うことができる唯一の業者である。したがって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定により、株式会社日立システムズ関西支社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令
第11条第1項第1号

5 担当部署

教育委員会事務局総務部教育デジタル推進課
教育基盤グループ（06-6115-8059）

随意契約理由書

1 案件名称

令和８年度「児童のむし歯予防としてのフッ化物洗口事業業務委託（概算契約）」

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪市学校歯科医会

3 随意契約理由

フッ化物洗口事業は、児童のむし歯予防対策として、小学校４年生を対象とし、フッ化ナトリウム洗口剤を使用する。医師による監督が必須である医療行為を伴う事業であり、事業実施には歯科衛生士と歯科医師がともに進める必要がある。実施場所の各学校には学校歯科医が１名ずつ教育委員会より委嘱されており、その学校歯科医と連携可能な歯科衛生士が事業を担当することにより、児童個別の状況を細やかに把握した上でフッ化物洗口をし、事業実施後の事後指導を行うことも可能となり、乳歯と永久歯への混合歯列でむし歯予防の比較的困難な時期の４年生を、健康な歯肉と永久歯の歯列へと導くことができる。

上記の理由により、事業目的を理解した上で本業務を適切に履行できる相手方は、医療行為を適切に監督でき、継続的な歯科保健指導へと効果的に結びつけていくことができる学校歯科医及び歯科衛生士が唯一所属している上記団体のみであり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、一般社団法人大阪市学校歯科医会と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号に該当

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 保健体育グループ
(電話番号 06-6208-9141)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度「低学年における歯みがき指導」実施業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

公益社団法人 大阪府歯科衛生士会

3 随意契約理由

「低学年における歯みがき指導」実施業務については、児童ひとりひとりが自分の歯や口の健康状態に関心を持ち、歯や口の健康上の問題を発見し、解決方法を自ら考え、実践していく力を身につけることを目的としている。

上記目的に即した内容の保健指導ができる歯科衛生士による実施が必要不可欠である。

本市の事業にこれまで携わって学校の実状を把握している歯科衛生士を統括し、事業の取りまとめや報告を行える遂行可能な規模の団体は上記相手方しかいないため、上記相手方と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 保健体育グループ（電話番号 06-6208-9141）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度「歯・口の健康教室」実施業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

公益社団法人 大阪府歯科衛生士会

3 随意契約理由

「歯・口の健康教室」実施業務については、口腔機能についての理解を深め、むし歯や歯周病を予防するために健全な生活習慣を身につけ、自己管理能力を高めることを目的としている。

上記目的に即した内容の保健指導ができる歯科衛生士による実施が不可欠である。

本市の事業にこれまで携わって学校の実状を把握している歯科衛生士を統括し、業務の取りまとめや報告を行える遂行可能な規模の団体は上記相手方しかいないため、上記相手方と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 保健体育グループ（電話番号 06-6208-9141）

随意契約理由書

1 案件名称

「第6回大阪市将棋大会」事業運營業務委託

2 契約の相手方

公益社団法人 日本将棋連盟

3 随意契約理由

本大会は、32名を1クラスとして4クラス、64名を1クラスの計192名の参加者数で開催する。競技方法は予選を行った後、決勝はトーナメント形式で行い、優勝者から3位までの順位を決定し表彰する。さらに、参加意欲を高めるために、敗退者の中から希望者を募り、プロ棋士による指導対局や本大会成績優秀者に対する級位・段位の公式認定を行っている。

このような大規模な大会を開催するにあたり、過去の大阪市将棋大会での実績を踏まえ、大会の円滑な運営かつ公正な進行・審判業務が担保できる。また、複数のプロ棋士の招聘がマネジメントを含めて可能でありなお、成績優秀者に対する級位・段位の公式認定証が発行できることが必要不可欠である。以上3点すべてを満たしているのは、将棋に関して高い専門性を持つ、上記団体のみである。以上のことから、本事業について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当すると判断し、同法人と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当（電話番号 06-6539-3352）

随意契約理由書

1 案件名称

キッズプラザ大阪リソースルーム空調設備復旧整備作業業務委託

2 契約の相手方

朝日建物管理株式会社

3 随意契約理由

令和8年4月7日にキッズプラザ大阪4階にあるリソースルームのファンコイルユニット空調設備一次側冷水配管が腐食により破断し、大量の水が噴き出る事故が発生したため、配管の閉塞及び漏水再発防止のため設備の撤去を行った。

本案件は、当該リソースルームの空調設備を復旧することで、施設運営を正常な状態にするものである。

当該施設は、関西テレビ放送株式会社本社ビルに入居している関係から、空調の熱源設備が当該ビルの全館集中構造となっている。

そのため、空調設備を整備する際は、熱源設備と連動させる必要があり、関西テレビ放送株式会社が、上記業者と「総合管理請負契約」（設備保守・点検業務を含む）として、保守点検契約を令和8年4月1日から令和9年3月31日まで締結していることから、上記以外の業者が整備作業を行った場合、責任の所在が不明確となるため、上記業者しか本業務に対応する事業者はいない。

よって、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当（電話番号 06-6539-3346）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度平野区瓜破西三丁目における建設工事に伴う瓜破遺跡発掘調査業務委託

2 契約の相手方

公益財団法人大阪府文化財センター

3 随意契約理由

本業務は大阪市都市整備局住宅部による道路建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査である。

埋蔵文化財は、国民共有の財産であるとともに、地域の歴史と文化を形成する歴史遺産として、後世に継承していくべきものであり、その保存が適切に行われるよう努める必要がある。

また、発掘調査は、「行政措置の一部として行われるもの」であり「可能な限り地方公共団体等が調査主体となって実施することが望ましい」とされている。さらには、「調査組織の質」「発掘調査の質及び適正性」「調査組織及び調査の適切な監理」の確保を必須の要件とされている（平成20年3月31日文化庁『今後の埋蔵文化財体制のあり方について（報告）』）。

これを踏まえ、大阪府教育委員会からは、開発事業等にかかる記録保存のための発掘調査は、「教育委員会等公的機関において実施することを基本とする」としている（「大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準」）。

府通知で示す公的機関とは、教育委員会を除くと、地方公共団体によって設立された外郭団体を指す。

本市が発注する埋蔵文化財発掘調査業務は、他都市に比べて調査規模が大きい点や、都市部に遺跡が所在し、近代・近世の都市遺跡から、古墳・弥生時代等の集落の遺跡まで、複数の時代の遺跡が同地点で重層的に存在し、精密な調査が必要となる点などの特徴がある。そのため大規模な調査に対応でき、複数の時代の遺跡に精通し、複雑な遺跡を適切に調査できる技術的なノウハウが不可欠である。

今般、調査規模が大きく、都市部における複数の時代の遺跡が調査対象となる外郭団体を調査したところ、大阪府の外郭団体である公益財団法人大阪府文化財センター（以下「同センター」という。）を含め、複数の団体が該当した。それらの団体は、当該団体が所在する自治体における調査事業を実施するものとして設立されていることが定款に示されているため、同センターを除き、そもそも本業務を実施することはできないことが確認された。

同センターは、昭和47年より府下の文化財の調査研究と保存を行うことを目的として発足した団体で、府下の遺跡調査を実施することが定款にうたわれている。

同センターは、技術的ノウハウを有した外郭団体（一般財団法人大阪市文化財協会）のスキ

ルや職員の継承等もあり、市域での発掘調査の経験も有し、府市の外郭団体整理のなかでも同協会が行ってきた発掘調査については同センターが実施することとされている。

これらのことから同センターは、当該事業を実施することができる唯一の団体となるため、当該事業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号適用

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 文化財保護課（電話番号 06-6208-9069）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度平野区長吉長原東三丁目における建設工事に伴う長原遺跡発掘調査業務委託

2 契約の相手方

公益財団法人大阪府文化財センター

3 随意契約理由

本業務は大阪市都市整備局住宅部による市営住宅建築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査である。

埋蔵文化財は、国民共有の財産であるとともに、地域の歴史と文化を形成する歴史遺産として、後世に継承していくべきものであり、その保存が適切に行われるよう努める必要がある。

また、発掘調査は、「行政措置の一部として行われるもの」であり「可能な限り地方公共団体等が調査主体となって実施することが望ましい」とされている。さらには、「調査組織の質」「発掘調査の質及び適正性」「調査組織及び調査の適切な監理」の確保を必須の要件とされている（平成20年3月31日文化庁『今後の埋蔵文化財体制のあり方について（報告）』）。

これを踏まえ、大阪府教育委員会からは、開発事業等にかかる記録保存のための発掘調査は、「教育委員会等公的機関において実施することを基本とする」としている（「大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準」）。

府通知で示す公的機関とは、教育委員会を除くと、地方公共団体によって設立された外郭団体を指す。

本市が発注する埋蔵文化財発掘調査業務は、他都市に比べて調査規模が大きい点や、都市部に遺跡が所在し、近代・近世の都市遺跡から、古墳・弥生時代等の集落の遺跡まで、複数の時代の遺跡が同地点で重層的に存在し、精密な調査が必要となる点などの特徴がある。そのため大規模な調査に対応でき、複数の時代の遺跡に精通し、複雑な遺跡を適切に調査できる技術的なノウハウが不可欠である。

今般、調査規模が大きく、都市部における複数の時代の遺跡が調査対象となる外郭団体を調査したところ、大阪府の外郭団体である公益財団法人大阪府文化財センター（以下「同センター」という。）を含め、複数の団体が該当した。それらの団体は、当該団体が所在する自治体における調査事業を実施するものとして設立されていることが定款に示されているため、同センターを除き、そもそも本業務を実施することはできないことが確認された。

同センターは、昭和47年より府下の文化財の調査研究と保存を行うことを目的として発足した団体で、府下の遺跡調査を実施することが定款にうたわれている。

同センターは、技術的ノウハウを有した外郭団体（一般財団法人大阪市文化財協会）のスキルや職員の継承等もあり、市域での発掘調査の経験も有し、府市の外郭団体整理のなかでも同協会が行ってきた発掘調査については同センターが実施することとされている。

これらのことから同センターは、当該事業を実施することができる唯一の団体となるため、当該事業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号適用

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 文化財保護課（電話番号 06-6208-9069）

随意契約理由書

1 案件名称

奨学費・特別支援教育就学奨励費管理システムの標準化に伴うシステム改修業務委託

2 契約の相手方

中央コンピューター株式会社

3 随意契約理由

奨学費及び特別支援教育就学奨励費において、申請にかかる市民の負担軽減や市税事務所における課税証明書発行業務の軽減、事務局業務の簡素化を図るため、平成 21 年度に奨学費・特別支援教育就学奨励費管理システムの整備を実施したところである。

住民記録システムの標準化に伴い、校園ネットワーク業務システムより受領する住民情報データの構成が変更される。このため、当該住民情報データと正確に連携することを目的として、奨学費・特別支援教育就学奨励費管理システムの改修が必須である。

奨学費・特別支援教育就学奨励費管理システムは、中央コンピューター株式会社が独自に開発したものであり、そのプログラム等具体的な内容は、他業者には知りえないものであるため、中央コンピューター株式会社が本業務を行うことができる唯一の業者であることから、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター
事務管理担当 （電話番号 06-6115-7641）

随意契約理由書

1 案件名称

「たそがれコンサート 2026」事業運営業務委託

2 契約の相手方

公益社団法人大阪市音楽団

3 随意契約理由

本業務は、7～8月に、大阪市立中学校等及び自衛隊や大阪府警などの公設の専属吹奏楽団とともに、生徒ならびに市民に対して、大阪城音楽堂で吹奏楽コンサート「たそがれコンサート」を実施するものである。

本業務は、市立中学校等吹奏楽部のクラブ活動に参加する生徒等が、舞台発表を通じてその技量を高めるとともに、プロフェッショナルの吹奏楽団の演奏に触れることによって、吹奏楽への興味関心を醸成し、音楽を通じた生涯学習の振興を趣旨としている。

とりわけ、多くの中学校のクラブ活動については、吹奏楽専任の指導者なしに取り組まれているのが現状であり、一般の聴衆に対して一定のレベルの演奏ができるようにするためには、プロの吹奏楽の専門家の指導が不可欠である。また、複数の専属吹奏楽団と中学校等の出演を、その技量にあわせて一連のコンサートとしてコーディネートされたものを広く市民に提供する必要がある。

この事業の実施にあたっては、吹奏楽に関して、教育的観点を持って大阪市立中学校等への出演・演奏指導業務を行うとともに、中学校等及び公設の専属吹奏楽団の公演調整業務及び公演企画業務、進捗管理業務を行い、吹奏楽コンサートとして実施するノウハウが必要であり、これらの業務を実施できるのは、関西圏で唯一のプロの交響吹奏楽団で、かつ学校における子どもたちへの吹奏楽指導・鑑賞会実施等に長年携わり、豊富な実績を有する公益社団法人大阪市音楽団以外にはない。

以上の理由により、本事業については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当すると判断されることから、同法人と随意（特名）契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当（電話番号 06-6539-3347）

随意契約理由書

1 案件名称

次期教育情報ネットワークへの校務支援ネットワーク接続業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

現行校務支援システムについては、令和9年度中に次期統合型校務支援システムへの移行を行う予定であるが、現行校務支援システム内において構成されている、ネットワーク（Vnet）に存在するファイルサーバ環境（AzureFiles）（以下「校務系共有ドライブ」）については、次期統合型校務支援システムでは、保有しないこととなり、その代替となるファイルサーバ環境については、次期教育情報ネットワーク基盤構築業者が開発中のストレージシステムにおけるオンラインストレージを活用することとなった。

オンラインストレージを活用したサーバ環境の構築設計については、令和7年度に契約締結した「大阪市教育情報ネットワークの構築及び運用保守等業務委託」及び「校務支援システムにおける教職員ファイルサーバに係るデータ移行設計書策定業務委託」において、別途実施し完了したところである。

校務系共有ドライブの移行にあたって、次期教育情報ネットワーク基盤構築業者が別途、令和8年度に移行環境構築、移行テストを実施する予定であるが、現行校務支援システムから次期教育情報ネットワーク基盤構築業者が構築したオンラインストレージ（Box）への移行に際して、現行校務支援システム事業者において、当該移行にかかる校務系共有ドライブからの接続経路を確立する作業が必要となるため、当該業務を実施するものである。

契約相手方については、現行校務支援システムの開発運用業者でかつ、当該システムの構造や内容を把握しており、異なる業者が改修・整備を行った場合、既存のシステムとの責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局総務部教育デジタル推進課

教育基盤グループ（06-6115-8059）